

茨城の教育

茨城県高等学校
教職員組合
水戸市平須町 1-93
Tel. 029-305-3075
Fax 029-305-3317
iba-kou@mito.ne.jp

新しい人事ルールを

県教委の人事担当と懇談しました

毎年、「人事異動」に関する懇談を3つのレベルで行っています。10月には「参事兼総務課長・学校教育部長・高校教育課長・特別支援教育課長」との全般的な意見交換、11月には「高校教育課と特別支援教育課の人事担当」との人事ルールの問題点などに関する懇談、そして2月初旬には「管理主事等」との個別問題に関する懇談です。今回は、11月2日に行われた「人事担当」との懇談について、報告します。なお、記事は実際のやりとりではなく、要約してあります。

懇談は、高教課と特教課から人事担当課長補佐を含む7人が出席し、およそ1時間半ほど、あらかじめ組合から提出した文書にもとづいて行われました。

新たな人事ルールの策定を

組合 「平成20年度以降の定期人事異動ルール」が実施され、9年が経過した。この間の「人事ルール」の運用上の課題等を検証し、高校の3分類と自らの希望を基本とした新たな「ルール」の策定に踏み出すこと。

高教課 50歳代が43%を占めており、33年度末に退職のピークを迎える（現在の1.5倍）ので、再任用希望者と新規採用者の増加が見込まれている。今年度は見直しの予定はないが、今後見直しを検討していきたい。

現行「人事ルール」の改善を！

組合 2校目在职期間を10年に！
新規採用者の2校目の同一校在职期間7年を最長10年に変更すること。

高教課 校長猶予があるので、今のままでよいと考えている。*5年目、6年目では一般異動、7年目でグループ異動。

組合 異動の上限を55歳未満に！
グループ異動の上限年齢年度末57歳未満を55歳未満にすること

高教課 校長猶予があるので、今のままでよいと考えている。

組合 通勤時間を60分以内に！
グループ異動に伴う通勤時間90分以内を60分以内にする。

高教課 難しいが、実態としてはナビゲーションソフトも使いながら、60分ベースで考えている。本人の希望や異動対象校がない場合には、60分を超えることもある。

組合 異動禁止校を7校から30校程度に！

原則として学校間の異動を行わないとする対象校を、現在の7校から30校程度にまで拡大すること。

*異動禁止校を作ったのは、組合の提案も受けて、異動の偏り（等高線異動等）を減らすためでした。

高教課 平成25年度末に16校から7校に変更したので、その成果を検証していきたい。

*進学校間の異動がまた増えているのではないのでしょうか。組合としても検証結果をもとに、新ルールも視野に入れて懇談を続けたいと考えています。

異動を「強要」しないこと！

組合 管理職が異動強要を行わないように、指導すること

特別支援学校において、管理職が異動強要を行わないように、県教委として適切な指導を行うこと。

特教課 異動は強要していない。

高教課 『強要』と受け取られるようなことが無いように、人事校長会で校長に伝えたい。

小規模校やフレックススクールに教員の加配を！

組合 特別な支援を必要とする生徒が多数在籍している小規模校や県教委の施策で設立したフレックススクールについて、生徒の学力面や生活面での現状、教員の勤務実態を考慮して、教員の加配措置を行うこと。

高教課 学校訪問などを行い、生徒の現状や教職員の状況は把握している。

生徒指導サポートなどで対応しているが、今後必要な対応を精査していきたい。

再任用ではなく、定年の延長を！

組合 今後、年金支給年齢が引き上げられ、再任用希望者が増加することを踏まえ、再任用ではなく定年年齢の延長を国に求めること。

県教委 定年延長を視野に入れて検討する必要があると考えている。

再任用を定数外に！

組合 当面、再任用者の多様な働き方を保障するため、再任用者を定数外とするため、国に対して現行制度の変更を要求すること。短時間勤務者に対しては、県の予算で早急に定数外の配置とすること。

県教委 再任用者を定数外とすることは、国に要望している。短時間勤務者の県独自の定数外配置は困難である。

→ 裏面に続く → →

気をつけよう！ 異動希望書

異動希望書は、一般異動では6校記載、グループ異動（強制異動）では3つのグループ記載になっています。記載した6校は同じ扱いになりますので、6校記載しなくてもよいことを高教課に確認しました。また、グループ異動で校名が記入されていても、受け取ることも確認しました。

懇談で明らかになったこと

① 一般異動は難しくなっている

再任用希望者の増加と新規採用者の増加の中で、一般異動が難しくなっています。

② グループ異動対象者への丁寧な対応を指示

グループ異動対象者から、現状や意見を丁寧に聞き取るようにという指示を高校教育課から校長に出していることが確認できました。

③ 学級減による機械的な教職員減は行わない

学級減のあった学校での教職員減を機械的に行わず、当該校の現状や要望を聞き取ることを確認しました。

④ 統廃合対象校、校地校は継続

鉾田二・鉾田農、太田二・佐竹などの統廃合では、校地校の職員は勤務年数が継続扱いとなります。

*「校地校」…統合する二つの学校のうち、新校を設置する方の学校を指します。



再任用

退職者の75%が希望

高校教育課による今年度未定年退職者調査では、予定者(校長・副校長・教頭・教諭・養護教諭・実習教諭)137名中102名が再任用を希望しています(希望なし24名、未定11名)。希望の勤務形態は、フルタイム54名、短時間4日7名、短時間3日31名、短時間2日2名、どれでも2名、未定6名です。

異動実現は組合加入が一番

組合員ならば要求書を県教委に出して、直接実情や要望を人事異動担当管理主事に伝え、要求することができます。組合に加入することが異動希望実現の一番の早道です。人事に関する問題や疑問は職場の組合員、組合本部まで連絡して下さい。



総選挙結果と教職員の政治運動

10月22日の衆議院選挙は、自公をはじめとする改憲勢力が「憲法改正の発議」に必要な3分の2以上の議席を占める結果になりました。しかし、自民党の比例得票は33%であり、有権者比では17.5%の支持を得たに過ぎません。日本国民が何も考えずに安倍内閣を信任した結果ではなく、民意をゆがめる小選挙区制が作り出した「虚構の多数」に過ぎません。また、市民と野党の共同を崩壊させようとした希望の党が大きく支持を伸ばすことができず、惨敗という結果でした。

ところで、今回の選挙に対して教育委員会は高校教育課長・特別支援教育課長名で、「第48回衆議院議員総選挙当日における便宜供与及び高校生の選挙運動に

ご存知ですか？

何でもないから検査

10月27日に、公立学校共済組合茨城支部の第3回健康管理事業検討委員会が開催されました。検討委員会では、生活習慣病対策として二次検査も含め健康診断を受診しない教職員が少なからずいることが、検討課題になっています。前回の委員会では、生活習慣病対策が、がん予防にも有効な手段になっていることが確認されています。

今回の検討委員会では医師の委員から次のような意見が出されました。「医学の進歩によって、病気の初期段階での症状や対策の研究が進んでいる。悪性の病気でも初期段階では自覚症状がないことやどのような生活習慣の改善で病気を悪化させなくて済むかもわかってきた。『自分は何でもないから健康診断は受けない』と言う教職員がいるが、『何かあったら』治療を受けるべきで、『なんでもないから』健康診断を受けなければならない。また、「人間ドックや健康診断を受けた日は自分の身体や健康についてじっくり考える日にすべきで、検査後に学校に戻って仕事などすべきではない」という意見が出されました。

委員会の中では、長時間労働が常態化している職場では療養休暇や休暇が取りにくく、二次検査もふくめ健康診断を気軽に受診できない職場の問題もあるのではないかと意見も出されました。共済組合の事務局からは人間ドックや健康診断が終わった後の医師との面接をしないで帰ってしまう教職員も多いという話が出されました。

「何でもないから検査」という言葉を多くの職場に広めていく必要があります。また、これは管理職の責任、職務でもあります。

ついて」という文書を各学校長宛に10月11日に発出しています。その内容は、①選挙当日に学校行事や部活動を予定しているところは、終了時刻等の調整をして生徒の投票時間の確保をする、②高校生のできる選挙運動とできない選挙運動を例を挙げて説明する、というものです。

しかし、多くの学校では、教職員に対して教頭などから「先生方は政治運動に気をつけて下さい」と朝会等で注意があっただけではないでしょうか。高校生のように例を挙げて、何がよくて何がだめなのかの説明はありません。結果的に、教職員は政治運動にかかわってはいけないということが徹底されてしまっています。

しかし、教職員ができないのは、「教育者は、学校の児童・生徒及び学生に対す

る教育上の地位を利用して選挙運動をすることはできない」(公職選挙法)と「学校は特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない」(教育基本法)の二つです。教職員も主権者の一人ですから、主権者としての政治運動は当然できます。

今回のような選挙で、憲法を守るために教職員が職場で政治や選挙の話することは非常に重要なことです。また、日本国憲法は99条で、天皇及び摂政、国務大臣、政治家、裁判官、その他の公務員は憲法を守らなければならないと規定しています。教職員は憲法を守らなければならないというのが日本国憲法の規定です。当然、教職員が憲法を守るための政治運動に取り組むことは誰からも批判されることはありません。